

ハミングヘッズ ソフトウェア  
エンドユーザー 使用許諾契約書

以下第 I 条 A 項並びに B 項及び第 IV 条でそれぞれ定義されるハミングヘッズ ソフトウェア又は体験版をインストール又は使用する前に、このハミングヘッズ ソフトウェア エンドユーザー 使用許諾契約書（以下、「本契約」といいます。）を注意してお読み下さい。あなた（以下、「お客様」といいます。）が「右記の事項に同意する」を選択の上で「>>」ボタンをクリック、又は本ソフトウェア又は体験版をインストール又は使用をした場合、本契約に定めるすべての条項に同意したものとみなします。お客様が本契約の条項にご同意頂けない場合には、「右記の事項に同意する」の選択、及び本ソフトウェア又は体験版のインストール及び使用をしないで下さい。お客様が本契約の条項にご同意頂けない場合は、本ソフトウェアを、ハミングヘッズ株式会社（以下「当社」といいます。）、又はお客様が本ソフトウェア又は体験版をお買い上げ、ダウンロード、その他の方法でご入手頂いた販売店、代理店等に返却しなければなりません。

本契約は、当社、及びエンドユーザーとして使用するために本ソフトウェア又は体験版を購入、ダウンロード、その他の方法によって入手したお客様との間で締結されます。

## I. 全般

A 「本ソフトウェア」とは、「AI Humming Heads」という名の当社製ソフトウェア及び第 I 条 B 項にいう書類を指します。

B 上記第 I 条 A 項で定義される本ソフトウェアには、ディスク、読み取り専用メモリ、その他全てのメディア上の、本契約に伴う全ての書類を含みます（以下、これらをまとめて「本ソフトウェア」といいます。）。

C 当社は、お客様に本ソフトウェアを販売するものではなく、本契約に従い使用する許諾を与えるものです。本契約の条項に明示的に示されていない使用に関する権利は全て当社に帰属します。当社が製作した、本ソフトウェアを補完及び／又は代替するアップデートやアップグレードについて、新たな契約書が添付されていないものに対しては、本契約の条項が適用されるものとします。当社が製作した、新たな契約書が添付されている本ソフトウェアのアップデートやアップグレードについては、当該契約書の条項に従うものとします。

D 本ソフトウェアがアップデート又はアップグレード製品である場合、お客様は、当該アップデート又はアップグレード製品をインストールおよび使用することにより、本ソフトウェアの原本であるソフトウェアについて、元の契約に代わり本契約が適用されることに同意します。

E 当社は、お客様への事前通知又は法的責任なしに本ソフトウェアに適用される本契約の内容をいつでも追加、変更、又は削除できるものとします。かかる追加、変更、削除は、当社ウェブページ（<http://www.hummingheads.co.jp/>。ただし、当社裁量により記載アドレスが変更されえます。）に掲載されると同時に適用されるものとします。また、お客様は、上記ウェブページ掲載後に本ソフトウェアを継続して使用することにより、当該追加、変更、削除を認めたものとします。

## II. ライセンスと使用

お客様は、本契約の条項に従い、以下に定義されるライセンス期間において、本ソフトウェア 1 コピーを対応オペレーティングシステムが搭載されたコンピュータ 1 台にインストールする、非排他的かつ譲渡不可のライセンス（以下、「ライセンス」といいます。）を与えられます。「ライセンス期間」とは、お客様にライセンスが付与された期間をいい、当該期間は、本ソフトウェアが最初にインストールされた日を始期とし、(i) その後 1 年間、又は (ii) お客様と、当社又は当社の代理者との間で別途合意する期間（例えば、31 日間）とします。お客様は、同一のシリアル番号に由来する全てのライセンスには同一のライセンス期間が適用されることに同意します。お客様は、本ソフトウェアを 1 コピーインストールする度にライセンスを 1 つ入手する必要があります。例えば、対応オペレーティングシステムが複数稼動するコンピュータを使用されている場合、本ソフトウェアをインストールする対応オペレーティングシステムの数だけライセンスを入手する必要があります。お客様は、バックアップの目的に限り、かつ、1 つに限り、機械可読の形式で、本ソフトウェアの複製をすることができます。当該バックアップには、必ず、本ソフトウェアに含まれている著作権等の権利通知が含まれなければなりません。本ソフトウェアがアップデート又はアップグレード製品である場合には、お客様が本ソフトウェアの原本であるソフトウェアの契約のもとで本ソフトウェアの原本であるソフトウェアの正当な使用者である場合に限り、本契約のもとで本ソフトウェアを正当に使用することができます。お客様は、ライセンス期間の満了に伴い、本ソフトウェアの機能が停止すること、及び本ソフトウェアによって行われていたコンピュータオペレーションが終了するこ

とを承認します。お客様は、本ソフトウェアがインストールされた後に、ライセンス期間の残期間に注視する責任を負うことについて同意します。

### III. 米国連邦政府関係者のお客様

お客様が、米国連邦政府の組織や機関である又はそれら組織や機関のために行為する場合、又は米国連邦政府との契約、補助、共同契約、その他何らかの契約に基づく米国国家の請負人又は何次を問わない下請負人（以下「米国連邦政府関係者」といいます。）である場合、本契約の条項に同意もしくは本ソフトウェア又は体験版をインストール又は使用したときに本ソフトウェア又は体験版が連邦調達規則（Federal Acquisition Regulation; FAR）が示す「商用」（“Commercial”）ソフトウェアに該当すると米国連邦政府関係者が認めたものとし、本契約の内容に同意し従わなければなりません。本契約の内容がいかなる形でも米国政府の要求を満たさない場合又は米国の法律や規制に従っていない場合、絶対に、「右記の事項に同意する」の選択、及び本ソフトウェア及び体験版のインストール若しくは使用を行わないで下さい。米国連邦政府関係者が「右記の事項に同意する」を選択の上「>>」ボタンをクリックし本契約に同意、又は本ソフトウェア又は体験版をインストール又は使用したときは、米国連邦政府関係者と本ソフトウェア又は体験版の使用について全て本契約の条項に従うものとし、本契約の条項が米国の法律や規制及び米国連邦政府と米国連邦政府関係者との契約と競合する場合には、米国連邦政府関係者は本契約の条項に必ず従わなければなりません。米国連邦政府関係者が本契約の条項の変更を望む場合、当社に連絡をして双方で協議を行い両者合意のもとで変更する必要があります。米国連邦政府の組織や機関、米国連邦政府の組織や機関の代表、あるいは米国連邦政府と何らかの契約を結んだ米国連邦政府の請負人又は何次を問わない下請負人が本契約における根拠なしに本ソフトウェア又は体験版のコピーを受け取った場合、以下の文章を必ず添付するものとします：「FAR 52.227-19 や DFARS 252.227-7013 を含む全ての契約やライセンス如何にかかわらず、米国連邦政府の組織や機関、米国連邦政府の組織や機関の代表、あるいは米国連邦政府と何らかの契約を結んだ米国連邦政府の請負人又は何次を問わない下請負人の権利は、標準商業用ハミングヘッズ ソフトウェア エンドユーザー 使用許諾契約書により定められ、ハミングヘッズ株式会社が本ソフトウェア及び体験版、及び本ソフトウェア及び体験版の使用に関する別の使用許諾契約書を作成するまで、当該標準商業用契約書に支配されま

### IV. 体験版ライセンス、制限・禁止事項、体験版の保証排除、試用期間の満了に伴う機能停止

**A 体験版ライセンス** 本契約に従い、お客様は、以下で定義される試用期間内に限り、本ソフトウェアの体験版を対応オペレーティングシステムが搭載されたコンピュータに1コピーまで使用できる、非排他的かつ譲渡不可のライセンス（以下、「体験版ライセンス」といいます。）を当社より無償で受け取ることができます。お客様は、以下で定める試用期間を7日間とする体験版ライセンスを取得した場合には、一度の体験版ライセンス取得により当該体験版ライセンスについて3回分の体験版ライセンスを取得することができます。「体験版」とは、本ソフトウェアの評価目的に限りご使用頂ける本ソフトウェアのバージョンを指します。「試用期間」は、(i) お客様が体験版をインストールした日より7日間、又は(ii) お客様と、当社又は当社の代理者との間で別途書面にて合意する期間を指します。試用期間中、当社は第II条（ライセンスと使用）に基づく正規ライセンスを付与するものではありません。お客様が試用期間満了後も体験版の使用の継続を望む場合は、第II条（ライセンスと使用）に基づくライセンスを入手しなければなりません。

**B 体験版の制限・禁止事項** 明示的に許可される場合を除き、当社の書面による事前同意なくして、お客様は、以下のiからviに定める行為を行う、指示する、又は許可することを行ってはなりません。

- i. 体験版の全体ないし一部について、具体的方法如何を問わず、修正、改造、改変、分析、リバース・エンジニアリング、リバース・コンパイル、分解、逆行分析、及び亜種を製造すること
  - ii. 第三者に対して、体験版をサブライセンス、配布、有償貸与、無償貸与、又はリースすること
  - iii. 第三者に対して、体験版又はその複製物を販売又は譲渡すること
  - iv. 体験版がインストールされたコンピュータを第三者に販売、有償貸与、無償貸与、又はリースすること
  - v. 体験版を使用したサービスを第三者に提供すること
  - vi. 本契約に基づきお客様に与えられた体験版ライセンス数を超えて本ソフトウェアを使用すること
- 上記iからviに定める行為の他、お客様は、以下のiからvに定める行為を行う、指示する、又は許可することを行ってはなりません。

- i. 本契約又は各種法令等に違反する態様又は目的で体験版を使用すること
- ii. 当社又は第三者の権利を侵害する態様又は目的で体験版を使用すること

- iii. 当社又は第三者に対して損害を与える態様又は目的で体験版を使用すること
  - iv. コンピュータウイルス等のオペレーティングシステムやソフトウェアに不正な処理を行わせるプログラムを送信、頒布、支援、及び宣伝する目的で体験版を使用すること
  - v. その他、社会通念に照らして、当社が不適切であると合理的に判断する態様又は目的で体験版を使用すること
- C 体験版の保証排除** 体験版のご使用について、当社は、明示的及び黙示的を問わず、一切の保証や補償を行いません。また、当社は、体験版に関するサポート、その他サービスを行うものではありません。体験版は現状有姿で提供されるものです。なお、本条項は、第IX条（保証排除）の規定を除外するものではありません。お客様は、体験版の保証排除について、本条項の他第IX条（保証排除）の定めが適用されることを承認します。
- D 試用期間の満了に伴う機能停止** お客様は、体験版試用期間の満了にともない、体験版が自動的にアンインストールされること、体験版の機能が停止すること、及び体験版によって行われていたコンピュータオペレーションが終了することを承認します。お客様は、体験版がインストールされた後に試用期間の残期間に注視する責任を負うことについて同意します。

## V. 本ソフトウェアの制限・禁止事項

明示的に許可される場合を除き、当社の書面による事前同意なくして、お客様は、以下のiからviに定める行為を行う、指示する、あるいは許可することを行ってはなりません。

- i. 本ソフトウェアの全体ないし一部について、具体的方法如何を問わず、修正、改造、改変、分析、リバース・エンジニアリング、リバース・コンパイル、分解、逆行分析、及び亜種を製造すること
  - ii. 第三者に対して、本ソフトウェアをサブライセンス、配布、有償貸与、無償貸与、又はリースすること
  - iii. 第三者に対して、本ソフトウェア又はその複製物を販売又は譲渡すること
  - iv. 本ソフトウェアがインストールされたコンピュータを第三者に販売、有償貸与、無償貸与、又はリースすること
  - v. 本ソフトウェアを使用したサービスを第三者に提供すること、及び
  - vi. 本契約に基づきお客様に与えられたライセンス数を超えて本ソフトウェアを使用すること
- 上記iからviに定める行為の他、お客様は、以下のiからvに定める行為を行う、指示する、又は許可することを行ってはなりません。
- i. 本契約又は各種法令等に違反する態様又は目的で本ソフトウェアを使用すること
  - ii. 当社又は第三者の権利を侵害する態様又は目的で本ソフトウェアを使用すること
  - iii. 当社又は第三者に対して損害を与える態様又は目的で本ソフトウェアを使用すること
  - iv. コンピュータウイルス等のオペレーティングシステムやソフトウェアに不正な処理を行わせるプログラムを送信、頒布、支援、及び宣伝する目的で本ソフトウェアを使用すること
  - v. その他、社会通念に照らして、当社が不適切であると合理的に判断する態様又は目的で本ソフトウェアを使用すること

## VI. 輸出管理規制の遵守

お客様は、本ソフトウェア、体験版、及び技術情報並びに関連資料の使用に関連する全ての関係法令、規則、及び条約を遵守しなければなりません。前記に限定されず、本ソフトウェア、体験版、及び技術情報並びに関連資料は、米国及びその他の法令又は規則の下で輸出管理規制の対象となりえます。お客様は、米国商務省から必要な許可又は免許を取得する等、米国及びその他の輸出要件の全てに従うことなく、直接と間接を問わず、本ソフトウェア、体験版、及び技術情報並びに関連資料を輸出、再輸出、迂回輸出、輸送、電子送信、及び開示等の行為をしてはなりません。本ソフトウェア、体験版、及び技術資料並びに関連資料が米国及びその他の法令や規則の下で輸出管理規制の対象となる限りで、お客様は、当該法令及び規則の下で本ソフトウェア、体験版、及び技術情報並びに関連資料の受領を禁止されていないことを表明するものとします。

## VII. 知的財産権の帰属

本ソフトウェア、体験版、及びそれらの全ての複製、改良、拡張、修正、並びに派生物の権原、所有権、その他の全ての権利、及びそれらの著作権、商標、営業秘密、特許、並びにその他全ての知的財産権は当社に帰属します。お客様は本ソフトウェア及び体験版について、本契約で明示的に付与されたライセンスに限り認められ、お客様には、黙示的等いかなる方法をもってしても、その他の権利は認められません。お客様は、本ソフトウェア及び体験版についてライセンスを付与されるのであって販売されるものではないこと、及び本ソフトウェア及び

体験版をインストールし使用することは当社からのライセンスによってのみ認められることについて承認し同意するものとします。お客様に明示的に付与された権利以外の全ての権利は当社に帰属します。

#### VIII. 自動更新に関する同意

お客様が本ソフトウェア又は体験版をダウンロードによって取得した場合、本ソフトウェア又は体験版は、定期的に本ソフトウェア又は体験版のアップデート又はアップグレードの有無について確認するために、当社との定期的な通信を行う場合があります（以下、「アップデート確認通信」といいます。）。アップデート確認通信は、お客様による設定により切斷することができます。アップデートやアップグレードが利用可能な場合、本ソフトウェア又は体験版がインストールされているコンピュータに当該アップデート又はアップグレードが自動的にダウンロード及びインストールされる場合があります。お客様は、本ソフトウェア又は体験版がインストールされたコンピュータに、当社によりアップデート又はアップグレードが配布され、及び／又は自動的にインストールされることを許諾し、同意するものとします。なお、アップデート確認通信以外の通信を通じたお客様の情報取得に関しましては、当社の個人情報保護方針の定めに従うものとします。

#### IX. 保証排除

お客様は、本ソフトウェア及び体験版を通じてアクセスされる又は実施される本ソフトウェア、体験版、及びサービスの使用について、お客様の単独の危険で行うこと、及び品質、パフォーマンス、正確性、及び効果に関する全ての危険はお客様に帰属することについて、適用法上許される限りにおいて、これを承認し同意します。適用法上許容される最大限の範囲内で、本ソフトウェア及び体験版は、保証なしかつ欠陥を含んだ「現状有姿」で提供されるものとし、当社は、本ソフトウェア及び体験版について、商品性、品質の満足性、特定の目的への適合性、正確性、平穩享有、及び第三者の権利の侵害がないことに関して、黙示保証を含む、明示、黙示、又は法定の全ての保証を排除します。

当社は、本ソフトウェア及び体験版に含まれる機能及びそれらによって実施又は提供されるサービスがお客様の要求に合致すること、本ソフトウェア及び体験版の操作が中斷されないこと及びエラーが存在しないこと、本ソフトウェア及び体験版が第三者のソフトウェア、アプリケーション、並びにサービスと整合すること及び共に機能すること、及び本ソフトウェア及び体験版の欠陥が修正されることについて、お客様による本ソフトウェア及び体験版の使用妨害とならないことを保証しません。本ソフトウェア及び体験版のインストールは、第三者のソフトウェア、アプリケーション、又は第三者が提供するサービスの使用に影響を与えることがあります。

お客様は、さらに、本ソフトウェア及び体験版は、原子力施設、航空ナビゲーション並びに通信システム、航空交通管制、生命維持、及び武器システム等を含む、本ソフトウェア及び体験版により提供される内容、データ、及び情報における遅延、エラー又は不正確性が人の死、傷害、又は重大な人体若しくは環境損害を引き起こすような状況や環境での使用は意図されておらず、また適さないことについて承認します。

当社、及び当社が授権した代理者が口頭又は書面で提供する情報又はアドバイスは何らの保証を生じさせるものではありません。本ソフトウェア又は体験版の欠陥が証明された場合、必要サービス、修理又は修正に要する全てのコストはお客様が負担するものとします。

#### X. 責任の制限・除外

お客様は、本ソフトウェア及び体験版は複雑なものであること、及び何らかのバグ又はセキュリティホールを有している可能性があることを承認します。お客様は、本ソフトウェア及び体験版のインストール後は、自らの費用において、適切なシステム構築やデータのバックアップを行う等して当該システムやデータの管理及び保全を行う責任があることを承認し同意します。当社、及びその供給者、販売店、並びに代理店は、お客様が当該管理又は保全を怠ったことによりお客様及び第三者に生じた損害について、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。お客様は、本ソフトウェア及び体験版は、それらの機能の一つである記録機能（以下、「記録機能」といいます。）又はコマンド直接入力（以下、「コマンド入力」といいます。）を介してお客様により作成されたコマンドファイルに従って特定の自動コンピュータオペレーションを実施するよう意図されており、当該コマンドファイルが誤って作成された場合には、お客様が意図しない又は予期しないコンピュータオペレーション及び／又は結果が生じ得ることを承認します。お客様は、意図されたコンピュータオペレーションが実施されるよう記録機能を正確かつ適切に操作すること、及び意図されたコンピュータオペレーションの実施に必要なコマンド入力を正確かつ適切に行うことは、それぞれお客様の責任であることについて同意します。当社、及びその供給者、販売店、並びに代理店は、記録機能の操作、及び／又はコマンド入力における誤りから生じるお客様及び第三者

に対する損害について責任を負いません。また、お客様は、本ソフトウェア及び体験版にあらかじめ準備されているコマンドファイル・サンプル（以下、個別のサンプルとそれらの集合体としてのサンプル集を合わせて「サンプル」といいます。）は、あくまでお客様の便宜に資する目的で提供されるものであることに同意します。お客様は、本ソフトウェア又は体験版がサンプルに従って動作したにも関わらず、お客様の意図しない又は予期しない結果が生じうることを承認した上で、サンプルを使用することに同意します。当社、及びその供給者、販売店、並びに代理店は、お客様によるサンプルの使用による結果から生じるお客様及び第三者に対する損害について責任を負いません。さらに、お客様は、本ソフトウェア又は体験版が記録機能及び／又はコマンド入力によって作成されたコマンドファイルに従って動作したにも関わらず、お客様の意図しない又は予期しない結果が生じうることを承認した上で、記録機能の使用及びコマンド入力の実施を行うことに同意します。当社、及びその供給者、販売店、並びに代理店は、お客様による記録機能の使用及び／又はコマンド入力の実施による結果から生じるお客様及び第三者に対する損害について責任を負いません。加えて、お客様は、記録機能の使用、コマンド入力の実施、及び／又はサンプルの使用を行った結果、それぞれに基づくコマンドファイルに従ったコンピュータオペレーションが実施されない、及び／又はお客様が意図しない又は予期しない結果が生じ得ることを承認し、当該承認の上で、記録機能、コマンド入力の実施、及びサンプルの使用を行うことに同意します。当社、及びその供給者、販売店、並びに代理店は、お客様による記録機能の使用、コマンド入力の実施、及び／又はサンプルの使用から生じるお客様及び第三者に対する損害について責任を負いません。適用法上禁止されない範囲内において、当社、供給者、販売店、及び代理店は、本ソフトウェア若しくは体験版、又は本ソフトウェア若しくは体験版に関連して使用される第三者のソフトウェア若しくはアプリケーションについて、お客様の使用又は使用できないことに起因又は関連してお客様に生じる人損、及び代替若しくは代用品並びにサービスに要する費用、逸失利益損害、データ損壊若しくは消失、データ若しくは情報の発受信の失敗、事業中断、及びその他商業的損害若しくは損失を含む付随的、特別、間接的、及び結果的損害について、仮に当社がそれら損害発生の可能性について知らされていた場合であっても、責任理論（契約、不法行為、その他）如何に関わらず責任を負わないものとします。当社が本契約の下で負う全責任は、契約、ネグlijェンス（不法行為）、その他請求原因如何にかかわらず、いかなる場合であってもお客様が本ソフトウェアの購入に支払った購入代金を上限とします。

#### XI. 契約期間と契約の終了

本契約は、ライセンス期間又は試用期間の満了、又は本契約が終了されるまで効力を有します。お客様が本契約の一つ以上の条項に違反した場合、当社はお客様に予告なく本契約によりお客様に与えられた権利をはく奪することができます。本契約の満了又は終了にあたり、お客様は直ちに本ソフトウェア及び体験版の使用を止め、本ソフトウェア及び体験版の複製をお客様の負担で直ちに処分しなければなりません。

#### XII. 残存条項

第I条（全般）、第IV条（体験版ライセンス、制限・禁止事項、体験版の保証排除、試用期間の満了に伴う機能停止）、第V条（本ソフトウェアの制限・禁止事項）、第VII条（知的財産権の帰属）、第IX条（保証排除）、第X条（責任の制限・除外）、第XII条（残存条項）、第XIII条（適用法の遵守）、及び第XIV条（一般条項）は、本契約の終了や満了に関わらず効力を有します。

#### XIII. 適用法の遵守

お客様による本ソフトウェア及び体験版の使用に関連して、適用される全ての法令、規則等を遵守する責任は、お客様にのみ帰属します。お客様は、本ソフトウェア及び体験版について、ミサイル、核兵器、化学兵器、及び生物兵器の開発、設計、製造及び生産を含む、米国法及びその他の適用法により禁じられているいかなる行為にも使用しないことに同意するものとします。

#### XIV. 一般条項

**A 本契約の完全性** 本契約は当事者の合意内容の全てを含んでおり、ライセンスが許諾された本ソフトウェア、及び体験版ライセンスが許諾された体験版の使用に関する本契約以前の全ての合意や契約を無効とします。本契約への変更や修正は、当社により署名された書面なき限り効力を有しません。

**B 見出し** 本契約の見出しはあくまで本契約の便宜のためであり、それぞれに該当する本文の内容、意図、意味に一切の影響力を及ぼさないものとします。

**C 譲渡禁止** お客様は、本契約及び本契約に基づく一切の権利について、当社の単独及び完全裁量でなされる当

社の書面による事前同意なしに、全部と一部とを問わず、株式若しくは財産譲渡、合併、支配権の変更、及び契約上、法律上その他の効果によって譲渡してはなりません。お客様が行う前記同意によらない譲渡は無効とします。

D 権利不放棄 本契約のいかなる文言及び条項は、それらの放棄を主張される当事者の書面による署名なき限り放棄されたものとみなされず、またいかなる契約違反も免除されるものではありません。本契約における違反又は不履行に対する権利放棄（明示的及び黙示的）は、その他の、異なる又は派生する違反及び不履行についてまで及ぶものではありません。

E 準拠法及び分離可能性 本契約は、抵触法の定めを除外し、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。本契約には、国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されないものとし、その適用は明示的に除外されます。何らかの理由に基づき、本契約のいずれかの条項又はその一部が裁判所により不適法又は適用不可と判断された場合は、当該条項は許容される限度で適用され、本契約の残存部分は効力を有するものとします。

F 合意管轄 全ての当事者は、本契約に関する、あるいは本契約により生じる全ての訴訟、請求、及び紛争の第一審専属管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに合意します。

-----  
※ 「ハミングヘッドズ」、「Humming Heads」、「AI Humming Heads」、及び「AIHH」は、当社の商標又は登録商標です。「AI Humming Heads」及び「AIHH」の著作権その他一切の知的財産権は当社に帰属します。

最終改訂: 2017年10月 (Last revised: October 2017)